

国立大学法人島根大学学長選考会議（第7回）〈議事要録〉

日時 平成27年 3月18日（水）14:00～14:50
場所 本部棟3階 特別会議室
出席者 有澤委員，大谷委員，近藤委員，中村委員
吹野委員（法文学部長），小川委員（教育学部長），大谷委員（医学部長），荒瀬委員
（生物資源科学部長），廣光委員（総合理工学研究科）
欠席者 梶田委員
〔陪席者：総務部長，総務課長，総務グループリーダー，学長室リーダー，企画・法規
グループリーダー〕

- 議事に先立ち，議長の梶田委員は海外出張のため欠席であり，議長代理の中村委員が議事進行を行う旨の説明があった。
また，吹野委員，小川委員，荒瀬委員は欠席であるが委任状の提出があり，それぞれの代理人に会議の議決に関する一切の権限が委任されているため，国立大学法人島根大学学長選考会議の運営に関する細則第2条により会議出席とみなす旨の説明があり，承認された。
- 第6回国立大学法人島根大学学長選考会議の議事要録が異議なく承認された。

議 題

- 1 国立大学法人島根大学学長選考等規則の一部改正について
- 2 国立大学法人島根大学学長選考会議規則の一部改正について
- 3 国立大学法人島根大学学長選考等規則実施細則の一部改正について

議長代理から，1月29日の第6回学長選考会議の際に「解任時の意向調査」及び「学長の任期」について学内の意見を聴くよう依頼しているため報告をするよう指示があり，事務から，報告があった。

- 解任の際の意向調査について
 - ・学長選考会議が実施の可否を判断する。（4学部）
 - ・必ず意向調査を行い，学長選考会議が解任の判断をする際の参考とする。（1学部）
- 学長の任期について
 - ・改正について異論はない。（4学部）
ただし，法人化前の旧島根大学の学長の任期は4年で再任の場合は2年（旧島根医科大学の学長の任期も同じ。）であったが，変わった理由を確認しておく必要がある。
 - ・意見なし（1学部）

なお，1研究科については，意向調査及び学長の任期の改正について反対であった。

議長代理から，「学長の任期」については学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律に対応するための改正ではなく，次回の学長選考までに検討すれば良いことであり，学長の任期が変わった理由を調べてから検討してはどうかと提案があり，承認された。

続いて事務から，資料1，資料2及び資料3により改正理由及び改正内容の説明があり，審

議の結果、一部修正して承認された。

委員からの主な意見は次のとおりであった。

- ・国立大学法人島根大学長選考等規則の学長選考の参考とする意向調査と解任の是非を問う意向調査は異なるので、解任の是非を問う意向調査は学内意向調査としてはどうか。
- ・学長選考会議が学長の解任を決定するのは重要な判断であるため、決定の条件として国立大学法人島根大学学長選考会議規則第5条の出席した委員の3分の2以上の賛同ではなく、全委員の3分の2以上の賛同としてはどうか。欠席する委員の賛否も事前に聴いておく必要もある。
- ・原則は全委員の賛同であるが、欠席した委員の意思も反映する仕組みが必要である。
- ・委任を受けた委員が、欠席する委員の意向と一致しない場合もある。
- ・欠席する委員の意思を表明する手段として、委任状に議題毎に委員の意志を明記する方法もある。

議長代理から、国立大学法人島根大学長選考等規則第5条に規定する学長選考の参考とする意向調査と、第19条に規定する解任の是非を問う意向調査は異なるので、解任の是非を問う意向調査は「学内意向調査」とし、同規則第25条の学長選考会議が解任の決議をする場合は委員の3分の2の賛同が必要としている部分を残すことかどうか、また、解任審査請求書の様式を定める国立大学法人島根大学長選考等規則実施細則第15条の2は「解任審査請求は」として改正してはどうかと提案があり、承認された。

議長代理から、国立大学法人島根大学学長選考会議の運営に関する細則に委任状の様式を定め、次回の学長選考会議に提案するよう指示があった。